

【テーマ4】 地域福祉推進の取組み

めざす方向

- ◆社会福祉法の改正を受け、関係部局や市町村との連携により第4期地域福祉支援計画を策定することにより、「地域共生社会」の実現に向けた更なる地域福祉の推進をめざします。
- ◆現に経済的に困窮している方や、ニート、引きこもりの方などに対して幅広く相談を受け付けるとともに、相談者の方の状況に応じ、日常的な生活から就労まで、幅広い支援を行うことができる仕組みづくりを目指します。
- ◆地域連携ネットワークの構築や、そのコーディネート機能を有する中核機関の設置等を行う市町村を広域の見地から支援することにより、大阪府内のどの地域に住んでいても、必要な人が成年後見制度を利用できる仕組みの構築をめざします。

大阪府地域福祉支援計画[*29] 第4期(平成31~35年度)策定に向けた取組み

<今年度何をするか(取組の内容、手法・スケジュール等)>	<何をどのような状態にするか(目標)>	<進捗状況(H31.3月末時点)>
<p>■「第4期地域福祉支援計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行計画(第3期・平成27~)の進捗管理や第4期計画策定に向けた分科会、審議会等の運営 ・社会福祉法の改正(30年4月1日施行)に伴い、新たに記載が必要となる事項について、庁内及び市町村とヒアリング、意見交換等の実施により、連携し検討を推進 <p>(スケジュール:予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画分科会開催(9月、12月、31年3月) 審議会開催(9月、31年3月) 30年5~12月:ヒアリング、意見交換等(庁内関係各課、市町村) 31年1~2月:パブリックコメント 31年3月:計画策定・公表・国への提出 	<p>◇成果指標(アウトカム)</p> <p>(定性的な目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、児童等の福祉に関し共通して取り組むべき事項及び市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項等を反映 	<p>○以下のとおり、市町村や庁内関係部局の意見を聞きながら、計画分科会の審議を経て取り組むべき事項等を反映して計画の策定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村調査及びヒアリング(5月~8月) ・計画(事務局案)に係る市町村との意見交換等会議の開催と意見照会(10月) ・計画(事務局案)にかかる第1回計画分科会の開催(11月) ▶ 計画(素案)に係る第2回計画分科会の開催(2月) ・計画(案)にかかるパブリックコメント(2月7日~3月8日) ・計画(案)に係る第3回計画分科会の開催(3月)

生活困窮者自立支援法に関する事業実施等

<今年度何をするか(取組の内容、手法・スケジュール)>	<何をどのような状態にするか(目標)>	<進捗状況(H31.3月末時点)>
<p>■生活困窮者自立支援法に関する事業実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所設置自治体の取組促進・広域支援 任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援する 	<p>◇成果指標(アウトカム)</p> <p>(定性的な目標)</p>	<p>▶</p> <p>○福祉事務所設置自治体の取組促進・広域支援</p>

ため、以下の取組みを実施。

- ① 市町村連絡会議等を開催し、府内自治体の先進事例の紹介や国の情報の提供、自治体職員の意見交換等を実施。
- ② 全市町村訪問を実施し、事業の実施状況等に関する聞き取り、意見交換。
- ③ 相談支援員等の相談援助技術の向上等を目的に、相談支援員等従事者研修を開催するとともに、地域の実情に応じたノウハウの蓄積、地域間のネットワークの構築を図るため、市町村主体による地区別研修を開催
相談支援等従事者研修の内容の充実を図るため、府内自治体担当者も参画した研修企画プロジェクトチーム（PT）を開催
- ④ 生活困窮者及び生活保護受給者に対して行う就労支援に関する業務を、効率的かつ効果的に行うため、大阪府がイニシアティブをとって、10自治体により「広域就労支援事業」を実施、参加自治体及び委託事業者と情報共有
- ⑤ 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しが平成30年度以降順次行われることから、本制度の見直しを踏まえて事業を推進、府内福祉事務所への情報提供等の支援その他必要な取組みを実施。市町村に対し、市町村連絡会議等により制度改正の内容を周知するとともに必要な取組みを実施

(スケジュール)

- ① 30年5,7,9・31年2月：市町村連絡会議を開催
- ② 30年6～8月：全43市町村訪問を実施

[福祉事務所設置自治体支援/大阪府実施事業]

- ・ 任意事業の拡充や他機関との連携の推進等により、生活困窮者に対する自立支援策を強化
- [福祉事務所設置自治体支援]
- ・ 府内自治体の自立相談支援員等の相談援助技術等を向上させ、効果的な支援を実施
 - ・ 広域就労支援事業の実施により、参加自治体の就労支援のノウハウを蓄積

(数値目標)

[福祉事務所設置自治体支援]

- ・ 府内自治体の任意事業の実施率：80.0%以上
 - ・ 広域就労支援事業の利用者数（郡部）：55人以上
- [大阪府実施事業]
- ・ プラン（自立支援計画）作成件数（人口10万人あたり）：8.0件以上
 - ・ 学習支援受講者数：91人以上

・ 任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援するため、以下の取組みを行った。

- ① 市町村連絡会議を4回開催し、府内自治体への情報提供、意見交換等を実施した（6、8、10、3月）。
 - ② 全市町村訪問を実施し、事業の実施状況等に関する聞き取り、意見交換を実施した（5～8月）。実施結果を報告書として取りまとめて、全市町村にフィードバックした。
 - ③ 現場の声、課題を反映した府従事者研修を実施するため、研修企画PT会議を4回開催し、研修の内容の充実を図った（4、6、9、3月）。
研修企画PT会議の意見を踏まえた従事者研修を5回開催し、相談支援員等のスキル向上を図った（5,6月(初任者研修)、7月(法改正)、11月(相談支援)、1月(アセスメント・支援プラン)）。
 - ④ 広域就労支援事業を、大阪府も含めた10自治体により委託実施するとともに、本事業を推進するため以下の取組みを行った。
ア) 事業を円滑に実施できるよう、委託事業者と調整を進めるとともに、参加自治体及び委託事業者と情報共有を図るため、合同会議を3回開催した（5、9、3月）。
イ) 市町村連絡会議や市町村訪問を通じて事業の実施状況、効果等を情報提供し、31年度事業への参加を働きかけた。31年度は1増の11自治体が参加。
- ・ 30年度広域就労支援事業の利用者数（郡部）：延べ154人
- ⑤ 市町村連絡会議（6、8、10、3月）、従事者研修（8月）及び市町村訪問（5～8月）等を通じて、法改正の内容や留意点等を説明するとともに、法改正を踏まえた事業実施についての意見交換（大阪府と各市町村間、市町村間）を行った。

<任意事業の実施率>

- ③ 30年5,6,8,11月：従事者研修を開催
30年度中：4地区において、市町村主体で地区別研修を開催。
- ④ 30年5,7,10・31年3月：参加自治体及び委託事業者が参画する全体会議を開催。
- ⑤ 30年10月1日以降：改正法施行予定（一部公布日施行）
国通知、国指針等の発出

- ・大阪府が実施主体となる郡部（島本町を除く9町村）における事業実施。必須事業に加え、全ての任意事業を実施するとともに、就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業（生活保護受給者）を一体的に実施
 - ① 町村における庁内連携や他機関との連携を進めるため、池田・富田林・岸和田の各子ども家庭センターにおいて、町村等関係機関の担当者が出席した合同会議を開催
 - ② 管内の全9町村を訪問し、実施状況に関する聞き取りと意見交換を実施し、町村の取組支援を充実

- ・平成31年度府内自治体の任意事業の実施（予定）率：88.6%（国実施意向調査）
※平成30年度：78.6%

- ⑤ 生活保護制度において、平成30年4月以降、進学準備給付金の創設や基準改定等の法改正が行われたことに伴い、府内福祉事務所に対して国通知、国指針等の発出を行うと共に、福祉事務所における事務の適切な実施のため、必要な情報提供を行った。

⑤法改正に伴う関係例規の改正

○生活保護法施行細則

- ・進学準備給付金（平成30年9月21日公布）
- ・徴収金等（平成31年2月25日公布）
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則
 - ・徴収金等（平成31年2月25日公布）

○郡部において、必須事業に加え、全ての任意事業と被保護者就労準備支援事業（生活保護受給者）を一体的に実施するとともに、以下の取組みを行った。

- ① 各子ども家庭センター主催で、合同会議を開催、各管内町村担当課及び関係機関の担当者が出席し、意見交換等を行い、連携を深めた（富田林(10月)、岸和田(11月)、池田(11月)）。
- ② 全9町村を訪問し、意見交換等を行った（5～8月）。

	平成29年度	平成30年度
プラン作成件数 (人口10万人あたり)	6.7件	7.5件 (4～2月)
学習支援受講者数	170人	96人 (4～3月)

年後見制度の利用促進 年後見制度[*30]の利用促進 年後見制度[*39]の利用促進

＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞	＜何をどのような状態にするか（目標）＞	＜進捗状況（H31.3月末時点）＞
<p>■地域連携ネットワーク（*31）の構築や、そのコーディネート機能を有する中核機関の設置等にかかる市町村支援</p> <p>・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、市町村が講ずる措置を促進するため、各市町村の区域を超えた広域的な支援、必要な助言を行う。</p> <p>①地域連携ネットワークの構築や、そのコーディネート機能を有する中核機関の設置等について、市町村の意向を確認するため、府内市町村を4ブロックに分けて、ブロック単位の会議を開催</p> <p>②市町村の実情に沿った事業展開を図るため、幅広い専門職など多様な主体が参画する会議に参加</p> <p>③今後、認知症高齢者等の増加が見込まれるため、市民後見人をはじめとした地域住民の参画による権利擁護人材の養成を推進</p> <p>④成年後見制度の利用促進について、リーフレットを作成、配布するなどにより、市町村や福祉関係機関への周知、啓発</p> <p>（スケジュール）</p> <p>30年5月～：市町村圏域会議 30年6月～：市民後見人養成講座開始 随時：成年後見の利用促進について啓発（リーフレットの配布等）</p>	<p>◇成果指標（アウトカム） （定性的な目標）</p> <p>①市町村の意向を把握し、中核機関の設置等に向けて、先駆的に取組みを進める市町村のうち、モデル的な事例となりうる市町村を選定し重点的に支援</p> <p>②市民後見人をはじめとした地域住民の参画による権利擁護人材の養成を行う市町村数の増加 （数値目標） 市民後見人をはじめとした地域住民の参画による権利擁護人材の養成を行う市町村数 ・30年度：26市町村（2021年度：全市町村）</p>	<p>○広域的な支援、必要な助言を実施。</p> <p>①大阪家庭裁判所の所管圏域ごとにブロック会議を開催し、市町村の意向及び状況把握を行った。 （大阪家庭裁判所所管圏域 6回（5、6、2、3月）個別訪問5市、4市社協（6～9月） 地域連携ネットワーク及び中核機関の設置等について、市町村の中にはイメージしにくいとの意見から、モデル検討を行う場を、来年度に設定できるよう検討を行う。</p> <p>②専門職団体主催による勉強会へオブザーバー参加（4回）</p> <p>③市民後見人の養成研修を府社協への委託により実施した。 オリエンテーション 8回（6～7月） 基礎研修 4日間、実務研修 7日間、施設実習 2日間（8～3月） 権利擁護人材の養成は、市民後見人の養成だけでなく、市町村社会福祉協議会などの法人後見の参画を促すことも検討していく。 ※市民後見人をはじめとした地域住民の参画による権利擁護人材の養成を行う市町村数 30年度：23市町村</p> <p>④相談窓口で制度紹介リーフレットを作成し、市町村・市町村社協へ配布（30,000部）</p>